

雇役制度について

原田, 統之介

<https://doi.org/10.15017/4403353>

出版情報：経済學研究. 30 (1), pp.47-65, 1964-04-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



雇役制度について

原 田 統 之 介

はじめに

一八六一年の農民改革以後におけるロシアの雇役制度^{註1}については、日本農業の性格をどう把握するかという問題に關連して、わが国でも戦前から多くの議論がされてきた。

この論争は、最近でも、いろいろな角度からなおつづけられている。この小論では、レーニンの雇役制度論の理解を中心しながら、二つの点にかぎって雇役制度をとりあげる。一つは、雇役制度の成立にかかわる問題であり、他の一つは、雇役制度の本質規定にかんする問題である。第一の問題については、農民改革の過程でおこなわれた地主による農民地の切取りが雇役制度成立の根拠となりうるかどうかという点にかぎってとりあげる。そのばあい、レーニンの雇役制度論については最近では渡辺寛氏が『レーニンの農業理論』においてもっとも体系的にとりあげておられるので、氏の議論をレーニンの議論と対比しながら論ずるという方法をとることにする。

〔註1〕 雇役制度**というばあい**、それは、かならずしも、一八六一年の農民改革以後のそれをさすとはいえないようである。けれども、ここでは、このように限定された意味での雇役制度を論議の対象にする。以下でみるように、同じく「雇役制度」と称

されても、改革の前とあとでは、本質をことにすると思われるからである。

〔註2〕

渡辺氏の『レーニンの農業理論』は、レーニンの雇役制度論を直接の批判の対象にしているわけではない。それは、レーニンの理論活動を初期、中期、後期の三期に分ち、これら「三時期のレーニンの主張の内的関連とその変化」をあとづけ「農業問題におけるいわゆるレーニン主義の成立過程を究明」し、この成立過程が「同時にレーニンがその青春期に著しく影響をうけ、いわばかれのマルクス主義入門の教師であったカウツキーの方法論から……苦悶しつつ脱却しようとする過程」（いずれも同書二頁）、しかも、完全かつ体系的には、ついに脱却しえなかった過程として、あきらかにしようとしたものである。そうして、渡辺氏は、レーニンが農業問題を市場論とその亜種としての二つの道論から説明し両極分解を前提とした議論を展開している点を根本的に批判され、ロシアのような後進国においては、農業問題は資本の原始的蓄積の特殊な経過から説明されなければならない、と主張されているのである。したがって、雇役制度論の検討は渡辺氏の議論の一部分をしめるにすぎない。これにたいして、小論ではあくまでレーニンの雇役制度論の理解に中心があり、渡辺氏の主張もそのかぎりでもとりあげることにした。氏のレーニンの農業理論にかんする方法論的批判は、小論の問題意識をはるかにこえているので、とりあげない。

一、雇役制度の成立をめぐる

レーニンによれば、一八六一年の改革にさいしておこなわれた「地主のための農民の土地の切取り……」が雇役制度のもっとも主要な土台の一つである」（「ロシア社会民主党の農業綱領」邦訳『レーニン全集』——以下『全集』と略称する——六卷二四頁）。すなわち、六一年の土地切取りにより「地主の手には農民の分与地のうちのきわめて本質的な部分が、すなわち『切取地』、森林、採草地、家畜の水飲場、放牧地などがのこされていた」のであるが、「農民は、これらの土地（または用益権）がなければ、自立した経営を営むことはまったくできなかった」（「ロシアにおける資本主義の発

展」——以下「發展」と略称する——『全集』三卷一八三頁。かれらは、土地を切取られたために縮小した分与地の経営だけでは経営を維持できなくなったために、「雇役」の形で地主の所有地を小作することになったのである。いいかえれば、「乏しい分与地が（農民に——引用者）自分の経営によって生きていく可能性を与えないで、彼を隣人である地主にしぼりつけるからこそ」（『十九世紀末ロシアの農業問題』——以下「農業問題」と略称する——『全集』十五卷六八頁）雇役制度がうまれたのである。

このようなレーニンの見解にたいしては、渡辺氏が以下のように批判されている。すなわち、「旧来の社会関係が廃止され、資本主義が成立する過渡期には、ロシアの農民改革だけではなく、各国とも多かれ少なかれ農民地が収奪され、農家経済が非自立化するという事態が生ずる。資本主義は、原始的蓄積の過程を通じて必要な労働力を農業から分離し、無産労働者を創出するのであるが、この分離の過程は、農民地の収奪、農家経済の非自立化によって実現される傾向があるからである。一般的には、農民地が縮小されたからといって、『旧来の経済制度』に農民が依存しなければならぬとはいえない。したがって、レーニンのように『雇役』存続と資本家的経済未発展の原因を、もっぱら農民改革時における地主による農民地の切取りに求めることはできないといつてよい」（前出『レーニンの農業理論』二二四頁）——というのがそれである。渡辺氏は、さらに他の論文において、この点についていっそう明快な主張をされている。氏によれば、「ブルジョア革命ないし改革は、農民に『経済的に』『実質的な解放をもたらすために』おこなわれるものではない……。ブルジョア革命の課題は、直接的生産者に『形式上または法律上の自由を付与した』ことにあるのである。なぜなら、こうすることによって、資本の自由にしうる労働力を創出する、つまり労働力商品化の前提条件を設定することができるからである。そして、さらに資本の自由にしうる労働力を創出するためには、あるばあいには、

直接的生産者にたいして『経済的にはなんら実質的な解放をもたら』してはならないのである」（『大崎平八郎著『ソヴェト農業政策史』』『経済志林』第二八卷第三号所収二五四―五頁）。渡辺氏は、地主による農民の土地切取りはひとり特殊ロシア的な現象ではなく、多かれ少なかれどの国にもみられることであるがゆえに、それによってロシアにおいて「旧来の経済制度」が残存することを説明することはできない。そればかりか資本が必要とする自由な労働力を創出するためには、土地の切取りによる農民の収奪が必要ないすらあるのだ、といわれるのである。このばあいには、土地切取りは、レーニンのいうように「旧来の経済制度」の残存、したがって資本主義制度への移行の阻止要因としてではなく、反対に移行の促進要因としてあらわれている、といわなければならない。そしてこのような指摘は一般論としてはたしかに妥当な見解である。一般的には、このような理解が行われているからである。たとえば、エンゲルスは、「フランスとドイツの農民問題」において、「マルク利用の喪失（「による損害」）は、封建的負担の廃止（「による利益」）を帳けしにしてあまりがあるくらいである」と述べ、それが農民を没落させそのプロレタリア化を促進することをのべているのである（邦訳大月書店『マルクス・エンゲルス選集』——以下『選集』と略称する——一七卷四三頁）。つまり、土地切取りは資本主義制度への移行ならびに農民層分解の促進要因として把握されているのである。エンゲルスのこのような理解は、なにもフランスやドイツにかざられているわけではない。ロシアについても同様の理解をしているのである。かれによれば、一八六一年以後のロシアの事態がどうなったかは、「マルクスの『資本論』第一卷『国内市場の形成』（第二章第五節）をよみかえしさえすればよいのである」（『ドイツにおける社会主義』『選集』二七卷四一六頁）。すなわち、「独立自営農村民の稀薄化」と「工業プロレタリアートの濃密化」（『資本論』邦訳岩波文庫第四分冊三二頁）および「農民の一部」の農業賃労働者化（同書三三二頁）である。つまり、エンゲルスは、一八六一年以後のロシアの事態を西ヨーロッパ

ツパのブルジョア革命後のいわゆる過渡期（農奴制的農業から資本主義農業への）、ないしは「本源的蓄積」の時期となんらかわらないものとして把握しているのである。

このようなエンゲルスの見解は、そのかぎりでは、あきらかに、レーニンのそれとは対立した見解であるように思われる。同じ地主による土地切取りが、一方では資本主義的農業への移行ないしは少くとも商品経済の発展と農民層分解による「産業資本のための国内市場の形成」の促進要因として把握され、他方ではその阻止要因として把握されているからである。そして、少くとも一般的には、エンゲルスがいうように、土地切取りが旧来の自給自足的な農業の自立的な存在を不可能にし、他方ではブルジョア的な改革によって促進された都市の工業の発達とそれによる農民の家内工業の破壊がさらにまた農民の経営の非自立化を促進するがゆえに、商品経済の浸透と農民層の分解の促進、したがって傾向としての資本主義的農業への移行の方に切取地が結びつくことはまちがいない。けれども、渡辺氏がされるように、切取地が農業の資本主義化の阻止要因となっているとするレーニンの見解をこの点からただちに誤りであると断定することは、かならずしも妥当な批判ではないように思われる。エンゲルスの見解が妥当するのはあくまでも都市工業の発展とその農村把握を前提としており、いわば一般的かつ長期的にみればいに傾向としてそういうことがいえるというにすぎず、レーニンの見解とは前提をことにすると思われるからである。^{註4}ところで、レーニンは、「発展」では雇役制度を以下のように論じている。すなわち、かれは、「賦役経済制度は、農奴制の廃止によってくつがえされた。この制度のすべての主要な基礎、すなわち、現物経済、地主の世襲領地の封鎖性や自給自足的人格、その個々の構成要素の密接な結びつき、農民にたいする地主の権力は、くつがえされた。農民の経済は地主の経済から分離された。農民は自分の土地を完全な所有として買いとることになったし、地主は、……正反対に対立した基礎のうえにたつ資本主義的経済制度に

移行することになった」と述べながら、「しかし、まったく別の制度へのこのような移行は……もちろん、一挙にはおこりえなかった」（前出「発展」一八二頁）として、雇役制度を論じているのである。ここでは、レーニンはずまず原則的には、したがって長期的な傾向としては、資本主義制度への移行の条件が確立したにもかかわらず、その移行が一挙には行われなかったというきわめて限定された条件、つまりさしあたっての問題として雇役制度を論じているというべきである。このような条件のもとでは、都市工業の発展が食糧、原料、労働力の需要と農村家内工業の破壊を通じて農民層を分解させ、商品経済を進展させるという一般論はそのままの形で通用しない。都市工業の農村把握は一樣ではないうえに都市工業の発達と農村における商品経済の発展との間には一定のタイム・ラグがあり、これらの傾向はロシアのように上からの改革が行われたところではより強くあらわれるからである。

レーニンはこのような事態をふまえたうえで議論をしているのであって、エンゲルスとはあきらかに次元のことになった議論である。つまり、レーニンの議論はエンゲルスのそれをより具体化し現実的にしたものであって、エンゲルスが切取地の意義をおおざっぱにブルジョアの改革後の農民と封建的農民との比較のなかで長期的な傾向として論じたとすれば、レーニンは対象をあくまでロシアの当面する問題に限定しながらさらに同じくブルジョアの改革^註といっても土地の切取りがあるばあいとないばあいとは事態が大いにことなるという点まで深くほりさげて議論しているといえよう。このようなレーニンの視点は「切取地の返還は（したがって切取地のないばあいは、それがあるばあいにくらべて——引用者）農民の生活水準をたかめ、国内市場を拡張させ、都市における賃金労働者の需要や、また富農と地主——雇役経営のある種の支柱を失うところの——の賃金労働者にたいする需要をつよめるであろう」（「われわれの綱領草案にたいする批判への回答」——以下「回答」と略称する——『全集』六卷四六三頁）という主張をみてもあきらかである。そし

て、このようなレーニンの視点からすれば、切取地は、農業における資本主義的發展の阻止要因となり、雇役制度存在の根拠となるのである。

ところで、このようなエンゲルスとレーニンの視点の相違は、主として、両者のおかれていた環境の主體的客觀的な条件の相違に由来しているように思われる。すなわち、ロシアにおいては土地切取りの事実が農民のあいだでまだ憤激のまとなっており、そのような農民を組織し運動へ参加させるに充分な政党が存在していること、そのために切取地を取りかえすことが実践的な課題となりレーニンのいわゆるアメリカ型の道がまだ可能な段階にあったのにたいして、エンゲルスのばあいにはそのような条件がとざされていたことにもとづいているように思われるのである。そして、レーニンのばあいでも「もしシーポフ風の『立憲制度』が、ロシアで一〇——一五年ももちこたえるならば、これらの残存物（農奴制度の残存物——引用者）は消滅するであろう。それは住民に計りしれない苦痛をあたえたのちにはあるが、しかしとにかく消滅するであろう。そうなれば、多少とも強力な民主主義的農民運動は、ありえなくなるであろう」。『農奴制度の残存物を除去することを目的とした』^{註6}「どんな農業綱領も、擁護することはできなくなるであろう」（労働者党の農業綱領の改訂『全集』一〇卷一五九頁）という主張にあきらかなように、きわめて限定された意味においてのみ、切取地がないばあいとの比較というエンゲルスとはことなった視点が意味をもったのである。こうして、切取地は、雇役制度存立の基礎となり資本主義的發展の阻止要因となる、といわなければならない。^{註7}

〔註3〕 切取地が資本主義制度への移行の阻止要因であるとするレーニンの主張は一貫しており諸処にみられるのであるが、さしあたり、前出「発展」一七八頁を参照。なおここでは雇役が農民層分解の阻止要因であることがのべられているのであるが、雇役経営制度を「切取地が生みだしている」（前出「回答」四六二頁）のであるから、結局、切取地が農民層分解、したが

〔註4〕

って資本主義制度への移行の阻止要因となるのである。

レーニン、大きな切取地が、ロシアのばあいでも、雇役制度と結びついているだけでなく、資本主義制度とも結びついていることを知っている。かれは、ステップ地帯においては「切取地の比率上の大きさは最大」であるのに「雇役制度よりも資本主義制度のほうが優勢である」(前出「回答」四五六頁)とのべているのである。

〔註5〕

この点については、前出「フランスとドイツの農民問題」四三二―三頁を参照。

〔註6〕

限定された意味においてのみ切取地が資本主義への移行の阻止要因となるといつても、それは当時のロシアにおいては絶対的な意味をもっていたのであって、なおエンゲルスの視点に固執する主張は、当然批判の対象にならなければならなかったのである。それは、ロシアの主體的客観的な条件に合致しないがゆえにいわゆる教条主義に転化していたからである。このような視点にたつてはじめて、「一八六一年の農民からの土地収奪を、資本主義的發展を保障するものと考えたりするようなものは……漫画のマルクス主義者だけである」(「一九〇五―一九〇七年のロシア革命における社会民主党の農業綱領」――以下「農業綱領」と略称する――『全集』一三卷二三五―六頁)というレーニンの主張も理解できるのである。

〔註7〕

以上のような地主による土地切取りと雇役制度の関連の検討だけでは雇役制度の成立についての十分な論議をしたことにはならない。切取地はあくまでも雇役制度の存立の「もっとも主要な土台の一つ」にすぎないからである。そして以上のような両者の関係がいえるのは、他方における都市工業の發展程度と構造およびそれによる農業把握の問題を捨象したばかりである。したがって、雇役制度の成立について充分に論議をつくすためには、これらの問題を検討しなければならぬ。「工業中心地の形成、その数の増加、およびそれらの工業中心地による人口の吸引は、農村の全構造にたいしてきわめて深刻な影響をおよぼさないわけにはいかないし、商業的農業や資本主義的農業の成長をよびおこさないわけにはいかない」(前出「發展」一六―七頁)からであり、都市の工業の農村把握の程度いかんによつては、土地切取りが結果する農民経営の非自立化は、雇役とは結びつかないで、下層農民の大部分の工業プロレタリア化と農業における商品生産ないしは資本主義的生産の發展および下層農民の一部の農業賃労働者化を結果するからである。

けれども、レーニンは、「發展」ではその「序論」をなす第一章で右のような工業の農村構造への重大な影響を一般的に指摘しただけであり、雇役制度と工業の関連については全然立ち入っていない。わずかに「雇役は労働の現物支払を、した

がつて商品經濟の貧弱な發展を、基礎としている」(前出「發展」一七八頁)と述べ、読者に兩者の關連を推測させるにすぎないのである。レーニンが雇役制度の存在は「多種多様な歴史的條件の組合せによつて規定され」ていると述べ、さらに同じ大きな切取地がステップ地帯と黒土地帯では資本主義制度と雇役制度というまったくことなつた結果をもたらしているという事實を考察の對象とした「回答」でも、かれは、南部ステップ地帯は「例外をなしている」として簡単にかたづけ、ステップ地帯で資本主義制度が結果したのは黒土地帯、非黒土地帯とくらべて最大比率を占める「切取地にもかかわらず農民の分与地は最大であり、また土地の賃借のための自由な土地フォンドの大きさも最大であるというような大きな事情によつて、切取地の影響が中和されているからである」とし「この例外は、むしろ(切取地が雇役制度のもつとも主要な土台であるという——引用者)一般的規則を確認するものである」(前出「回答」四五六頁)と結論づけている。ついに雇役制度の全面的規定はなされていないのである。このような議論は綱領草案批判者にたいする反批判としては充分であり、農民を運動へ参加させることを目的とした綱領にとつては、農民にたいしてストリートにその直接の対立者を指摘できるという意味で、所期の目的をよく果すことができるともいえようが、雇役制度論としては不充分であり、批判者にかつこうの目標を与えることにもなっている(渡辺氏の批判については前出「レーニンの農業理論」九五―一六頁を参照)。

なお、この点について私見をのべれば、雇役制度が問題になつていた中央農業地帯では、他方におけるロシア資本主義(都市の工業)の農村把握がほとんどすまず捨象をゆるす程度であつたのではないかと思われる。そのような事情のもとでは、土地切取りは、農民の發展の余地をうばひ、資本主義未發展の主要な原因として作用するのではなからうか。そうだとすれば、レーニンが都市工業の影響を問題にしなかつたのは、当然だともいえるのである。

また、レーニンのいわゆる「『經濟外的強制』の可能性」、「すなわち、一時的義務負担の狀態、連帶責任、農民の体罰、公共事業への農民の徵用、など」(前出「發展」一八三頁)が雇役制度の存続と資本主義制度の未發展の一條件をなしており、そのことが逆にストルイピンの改革を必然にしたこともたしかである。そして、この「『經濟外的強制』の可能性」も工業の發展構造と無關係ではありえない。レーニン自身がこれらの關連をどう把握したかという点はここでもすつきりしてはいないが、それなりに議論の對象になつている(渡辺氏の批判については、前掲書一二五―六頁を参照)。

とまれ、雇役制度の成立についてはこのような「多様な歴史的諸條件の組合せ」としての論理を追求しなければならない

のであるが、よりたचितた議論は、一般論だけではなく政治・経済史的な検討を必要とするので、後日を期さなければならぬ。

二 雇役制度の規定をめぐる

レーニンの雇役制度の本質規定にはあとにみるように二元論的な曖昧さがあるのであるが、渡辺氏もこの点について以下のように批判されている。すなわち、レーニンは雇役を「賦役制度の直接の残存物」（「発展」一八三頁）と規定しているが、この賦役制度の規定にすでに問題がある、というのである。氏によれば「ここでレーニンが賦役制度と云うばあい、それは『正反対に対立した基礎のうえに立つ資本主義経済制度』と対比して説いているのであって、いわば農奴制度の代表として説いているのである。したがって、ここでは、農奴制度としての賦役経済の本質が説かれなければならないかったのである」（『レーニンの農業理論』一一九～一二〇頁）。ところで、農奴制度においては「土地の所有と占有が分離し、そのために経済外的強制をもって剰余生産物を取得しなければならない」（同書一二二頁）という機構がある。したがって、この機構をぬきにした賦役制度の規定には問題があるといわなければならない。ところが、レーニンは、経済外的強制をぬきにして、「土地全体が地主の土地と農民の土地とに分れていたこと」に賦役制度の本質をみている。そればかりではない。雇役制度の本質も、同様に土地所有の形式的側面や経営の技術的側面からのみ規定されている。すなわち「附近の農民が自分の農具で（地主の——渡辺氏）土地を耕すこと」（「発展」一八三頁）に求められているのである——と渡辺氏はいわれるのである。こうして、氏によれば、レーニンが「農奴制度を資本主義制度と対比するのではなく、農奴制度の一形態を資本主義制度と対比することにすでに問題があるのであるが、さらにその形態の一

側面をその『本質』として把握してゆくときに、賦役経済と他の経済制度、とくに『雇役』との区別も曖昧にならざるを得なかったのである」(渡辺前掲書二二頁)。こうして、氏によれば、レーニンは「改革後の地主経営における二つの基本的経済制度の一つとして、賦役制度と雇役制度をほぼ等しい概念として使っている。さらに厳密に言えば、雇役を、農民改革後の賦役として把握しているのである」(同書二三頁)。それは賦役と雇役の本質が土地所有の形式的側面や経営の技術的な側面からのみ規定されたとうぜんの結果であった。以上が、渡辺氏によるレーニンの雇役制度論の批判である。

さらに、渡辺氏は、積極的な見解をうちだされている。氏によれば、レーニンの見ているところには問題の所在はないのである。すなわち、渡辺氏は、ここでの「問題は、賦役制度をも含む全封建制度の本質を形成する土地の領有と占有との分離および経済外的強制が雇役のもとにおいても存続しているかどうかにある」とされ、「発展」第三章第三節「雇役制度の特徴づけ」で「豊富に挙げられる種々の雇役の例」にみられるように「どのように苛酷な形態の雇役でも、それは地主と農民との契約によっていることが、事実としてあげられている。したがって、ここでは、地主と農民との関係を規制する経済外的強制は、基本的には、存在していない、という推定も成り立ちうる」(同書二三頁)といわれるのである。そうなれば、とうぜん、雇役は、賦役とは本質をことにするといわなければならない。

渡辺氏のこのようなレーニン批判は、いちおう的を射ているといえよう。^{註9}なかでも、レーニンが土地所有の形式的側面や経営の技術的側面にとらわれすぎているという指摘には異論の余地がない。同じことはレーニンの雇役制度の規定にたいする批判についてもいえそうである。少くとも渡辺氏が引用されているレーニンの主張を語句解釈的にみるかぎりでは、そうである。

問題がこのころのは、氏が、「初期および中期のレーニンの農業問題論では、地主のいわゆる雇役経営は賦役経営としての、地主の土地所有は農奴制的巨大土地所有としての規定を受けていた」（同書一八二頁）といきられる点についてである。レーニンの全記述はかならずしもそれを支持しないからである。まず、レーニンが地主の土地所有を「農奴制的巨大土地所有」とよんでいることは、たしかである。けれども、かれは、同じ論文において、皇族領地を「半ば中世的な、もっとも大規模な土地所有」（前出「農業綱領」二二六頁）と規定し、また「商工業、工場その他」の組合の所有地を「ブルジョアのロシアにおける農奴制的・領主的巨大土地所有の直接の遺物」（同書同頁、傍点は引用者）と規定している。このなかでひとり貴族の私有地のみが「農奴制的巨大土地所有」とよばれているのである。皇族領地が「半ば中世的」であるのに貴族私有地が「農奴制的」というのは、あきらかに問題であり、後者も意味上は「半ば」そうであると理解したほうがよさそうである。レーニンが「農奴制的巨大土地所有」を「ロシアにおける農奴制の残存物^{註10}」のことも顕著な体现物、そのもっとも強固な支柱」（「農業綱領」二三四頁）と規定している点からみてもそうである。渡辺氏がレーニンは地主的土地所有を「農奴制的巨大土地所有」とし農奴制下の土地所有となんらの区別もしていないかのよう論じられるのは、あまりにも術語にとられすぎた形式的な議論であって、レーニンの真意を曲解された議論である、といわなければならない。

同様のことは、雇役制度の規定についてもいうことができる。たしかに、渡辺氏がいわれるように、レーニンの賦役制度と雇役制度の特徴づけを比較するかぎりでは両者の差異は明確ではないが、レーニンの雇役制度の規定にはあきらかに賦役制度と区別しようとする意図があるといえるからである。そして、このような意図があったからこそ、レーニンは、雇役制度の規定にさいして、賦役経済の規定的な要因としての経済外的強制に「『経済外的強制』の可能性」を

対置しているとも解釈できるのである。

それはさておき、渡辺氏がレーニンは「賦役制度と雇役制度をほぼ等しい概念として使っている」と結論される直接の契機となっているものは、「発展」で賦役経済の本質とその不完全な崩壊について述べたすぐあとのレーニンの「註」である。「われわれはいまから『賦役』という術語を『雇役』という術語にとりかえる。なぜなら、このあとの表現は、農民改革後の諸関係にいつそうよく照応しており、それにまた、わが国の文献ではすでに市民権をえているからである」（「発展」一八四頁）というのが、それである。

けれども、レーニンは、ここでは、ただ漠然と術語をとりかえたわけではない。かれは「農民改革後の諸関係」に照応するものとして「雇役」なる術語を使うことを明記しているのであり、「雇役経済」は「農奴制度の時代に支配していた地主経済」（「発展」一八〇頁）としての「賦役経済」に対置されているのである。^{註11}二つの経済制度のあいだには、

「内容は、ブルジョア的であった」（「農民改革」とプロレタリア農民革命『全集』一七卷一二頁）一八六一年の農民改革が横たわっているのである。このような理解のうえにたつてレーニンの雇役制度についての記述をみていくと、レーニンの主張には一つの一貫性があるといわなければならない。雇役制度は、あくまでも過渡的なものとしてとらえられているのである。それは、「発展」においては「賦役経済から資本主義経済への地主の移行」（第三章）の中に明確に位置づけられているし、「農業問題」では、「資本主義によって賦役が駆逐される過程の一環としてだけ『正常的なもの』でありうる」（「農業問題」六八頁）とされ、^{註12}きわめて過渡的なものとして位置づけられている。「雇役制度」は「賦役と資本主義との結合、『旧制度』と『近代』的経営との結合、土地の分与による搾取の制度と土地からの分離による搾取の制度との結合」（「回答」四五七頁）なのである。もっとはっきりいえば、それは「近代的賦役」（同書四五七

頁)であり、そこにおける農民は「半農奴」(「貧農に訴える」『全集』六卷三八九頁)であって、「新しい農奴的狀態」(同書四一九頁)にあったのである。そして、このようなレーニンの雇役制度についての見解が「農業綱領」(この論文においては雇役制度の農奴制的側面が非常に強調されているようにみえるのだが)でも変更されていないことは、レーニンが「農業綱領」において「賦役経済から資本主義への移行、および雇役制度の普及については、『資本主義の発展』第三章を参照」(「農業綱領」二四八頁)と註記し、「発展」の参照をうながしていることからしても、あきらかである。

つまり、レーニンにおいては、渡辺氏が指摘されているように、概念規定のうえでの賦役制度と雇役制度の差異はたしかに明快ではないのであるが、レーニンが「賦役制度と雇役制度をほぼ等しい概念として使っている」とはいえないのである。あきらかに、レーニンは雇役制度を賦役制度とは本質的にちがった概念として使っているのである。そうだとすれば、雇役制度は、地代範疇の点からみても、とうぜん賦役制度とは異なったものであるといわなければならない。すなわち、レーニンが賦役制度をマルクスの『資本論』における労働地代に照応するものとしてとらえているとすれば、雇役制度は、あきらかに、過渡的な地代範疇に照応するものとして把握されなければならないのである。

ところが、レーニンは、他方では、雇役地代を労働地代として把握しているのである。かれは、「発展」第二章「農民層の分解」において『資本論』第三卷第七章「資本主義的地代の発生史」について論述し、『資本論』のロシア訳が「労働地代」としているのをわざわざ「雇役地代」^{オトラボトニナ・レンダ}と改訳して、つぎのように述べている。「ロシア訳では……この述語は『労働地代』^{トルドヴァ・レンダ}という表現で翻譯されている。われわれは、われわれの訳語のほうが正しいと考える。なぜなら、ロシア語ではまさに、土地所有者のための隷属農民の労働を意味するところの『雇役』^{オトラボトニカ}という特別な表現があるからである」(「発展」一六七頁)というのが、それである。ここでは、あきらかに、「農民改革後の諸関係」に

照応するものとしての雇役とはちがった「雇役」の概念があらわれている。レーニンは、ここでは、歴史的な範疇として事物をとらえるマルクス主義の立場にとどまりえないで、当時のロシアに一般に流布していた通俗的な範疇としての「雇役」概念を踏襲しているようである。しかも、このレーニンの「雇役」なる術語と「労働地代」とのむすびつきは、たんに『資本論』における術語の問題のみにとどまっているのではない。ロシア資本主義の分析にさいしても両者は結合して理解されているのである。かれは、たとえば、「ロシア社会民主党の農業綱領」では「マルクスの用語で言えば、労働地代、現物地代、貨幣地代および資本主義的地代がわが国ではきわめて奇妙な仕方で絡みあっている」（『全集』六卷一〇六頁）と述べているし、「発展」では「注目すべきことには、ロシアにおける雇役のありとあらゆる多様な形態……は、マルクスが『資本論』第三卷第七章で規定した、農業における前資本主義的制度の基本的な諸形態に、完全につきている。これらの基本的な形態が（一）労働地代、（二）生産物または現物地代、および（三）貨幣地代の三つであることは、前章で指摘した」（『発展』一八九頁）と述べているのである。つまり、レーニンは、ロシア全体をみれば労働地代から資本主義的地代までの各形態が存在していることを述べるとともに、雇役については、その多様な形態が労働地代、生産物地代、貨幣地代に全部含まれてしまうことを述べているのである。^{註13}

こうして、レーニンにおいては、一方では雇役を賦役と明確に区別したいわば雇役＝過渡的地代範疇論があり、他方では雇役＝封建地代（労働地代、生産物地代および貨幣地代）論が併存している。^{註14}あきらかに混乱があるのである。その原因はどこにあるのであろうか。一方では、たしかに、当時のロシアにおいていわば超歴史的な概念として「すでに市民権をえている」（レーニン）「雇役」なる術語を農民改革後の特殊歴史的な範疇として使用したことからくる混乱もあるが、この混乱は、さらに、レーニンにおける過渡的地代範疇の欠如によっていっそう激化しているように思われ

る。すなわち、さきにみた「發展」と「ロシア社会民主党的の農業綱領」からの引用にあきらかなように、レーニンにおいては、封建地代としての労働地代、生産物地代、貨幣地代と資本主義的地代のほかには地代範疇はないのである。そして封建地代と資本主義的地代を媒介するものは、「転形した封建地代」(前出「ロシア社会民主党的の農業綱領」一三七頁)としての「貨幣」地代におかれているようである。そうだとすれば、とうぜん、レーニンがしたように、「企業家の利潤にたいする超過分」(前掲書同頁)としての資本主義的地代以外の地代範疇は、すべて封建的なものとして位置づけられるほかはないのである。

ところで、『資本論』では「剰余価値の本源的な形態であり、且つ剰余価値と一致する」(前出『資本論』一一分冊三〇〇頁)ないしは「剰余労働の正常な形態としての地代」(同書三一〇頁)である封建的地代から「資本主義的地代への一過渡形態」(同書三一八頁)があげられており、レーニンが「雇役の一変種である」(「農業問題」六七頁)としている「分益小作」制は、この「過渡形態」として位置づけられているのである。そして、そこでは地代が「もはや剰余価値一般の正常な形態としては現われない」(前掲『資本論』三一八頁)ということに、封建地代との本質的差異がもとめられているのである。^{註15}

このような視点から雇役制度をみれば、雇役制度は過渡的な地代範疇に照応するものとして規定するほうが妥当であるように思われる。すなわち、ロシアにおいて封建地代から過渡的地代への移行を決定づけたものは、一八六一年の農民改革であった。それが不完全なりとも実現した移動の自由、職業選択の自由、土地の売買・抵当・賃貸借の自由等々が旧来の地主と農民の関係をゆるがし、改革がもたらした急速な資本主義の發展もまたその関係の破壊を必然的に結果するからである。そこでは、生産者(農民)に直接対立するものがあいかわらず地主であるにしても、両者の関係の内

容は変化しているのであり、生産関係は変わったとしなければならない。ブルジョアの自由のもとでは、一般に後進性（ここでは雇役制度）は資本主義の発展とともに解消するからである。そして、このような地主と農民の関係の変化は、地代の面においては、すくなくとも優良地に多かれ少なかれ恒常的に「萌芽的利潤」の形成をもたらすであらう。これが富農形成のバネになるのである。こうして、経済的關係が経済外的な関係にとってかわりはじめ、農業資本主義化の第一段階ともいふべき発展が進行するのである。^{註16}

このような事態が農民改革後のロシアで進行したと思われるのである。つまり、過渡的形態への移行にともなう、ロシアの農民の一部には、「萌芽的利潤」が形成され、農民の発展の条件が創出される、それを、さらに都市工業の急速な発展が促進する、というわけである。こうして、地代の過渡的地代への転化は、六一年の農民改革によって決定づけられた、といわなければならない。雇役地代は過渡的地代なのである。このような理解にたつてはじめて、「雇役制度はしばしば資本主義制度に移行しており、この二つをきりはなして区別することがほとんどできないほど雇役制度は資本主義制度と融合している」（「発展」一八六頁）とか、「ドイツの農民経営の基本的特徴はロシアのそれと同一になっている」がロシアではそれは「まだ一つの端初的な発展段階」（「農業問題と『マルクス批判家』」『全集』五卷一八九頁）にあるというレーニンの主張の意味が明確になるのであり、それによってまた、二元的なレーニンの雇役制度論を一元的に統一することができるのである。^{註17・18}

〔註8〕 渡辺氏によれば、このような雇役制度の規定は、「農奴制度の他の地代形態（生産物地代、貨幣地代）から労働地代を区別し、農奴制度のとり一つの制度としての雇役制度を特徴づける指標となる」（『レーニンの農業理論』一一九頁）にすぎないのである。

〔註9〕 もっとも、「生産物地代そのものが単に転化した労働地代にすぎず」貨幣地代もまた「生産物地代の単なる形態変化から生産雇役制度について

する」(『資本論』一一分冊三〇八頁)という観点からすれば、賦役経済を農奴制の代表として資本主義経済に対置したレーニンの方法を問題にするのは、酷だともいえる。しかも、さしあたり問題になっているロシアの雇役経済に先行するものが主として賦役経済であったことを考えれば、なおさらそうである。レーニンがここで問題にしているのは、一般理論ではなく、現実のロシアの農業問題だからである。

〔註10〕 以上のレーニンの記述において「農奴制の残存物」なる術語がかなり巾広い意味をもった概念として使用されていることは、注目にあたいる。それは、商工業、工場等の所有地から貴族私有地、皇族領地をもふくむ概念なのである。さらに他の論文では、レーニンは「専制だけでなく君主制もこうした残存物の一つである」(『民主主義革命における二つの戦術』『全集』九卷三八頁)と述べている。

なお「残存物」なる表現は、本来、すくなくとも社会構成体としては資本主義へ移行していることを前提としている。農奴制は崩壊しているのである。このように、全体としてはブルジョア化している中で残存物の規定は、とうぜん、それが農奴制下にあったばあいとはことならざるをえない。

〔註11〕 つまり、賦役経済が農奴制度の時代の経済制度であるのにたいして、雇役経済は、「賦役経済制度」が「農奴制の廃止によってくつがえされ」(「発展」一八二頁)た段階、しかしそれがまだ「最終的には絶滅されてはいなかった」(同書一八三頁)段階における経済制度なのである。すなわち賦役経済は崩壊したがまだ資本主義へは移行してはいない段階での経済制度なのである。

〔註12〕 「農業問題」では、ほかに「賦役の端的な直接の遺物」、「賦役から資本主義への橋渡し」(同書六七頁)なる規定がある。

〔註13〕 ここで問題になっているのは、レーニンのいわゆる「狭い意味の雇役」(「発展」一八三頁)ではなく、広義のそれである。ほかにも、たとえば「雇役的すなわち賦役的経営」(「農業綱領」二三六頁)雇役Ⅱ「農奴制のより以上の昂進」(「ロシア社会民主党の農業綱領」一四三頁)などの記述がみられる。

〔註14〕 過渡的地代と封建地代との本質的差異がそこにある以上、地代の支払形態がなにによっているかは問題ではない。したがって地代の支払いが労働によっているから『資本論』のいわゆる労働地代、現物によっているから生産物地代というような理解はあやまりである。資本主義的地代が、労働や現物によって支払われることもあるのである。レーニンはこの点の理解が

不十分であり、それがレーニンの不用意な雇役Ⅱ封建地代論を結果するようになったと思われる。

〔註16〕

「ゼムストヴォ統計のしめすところによれば、家父長制経済の残存物が非常に強いところできえも、市場への農民の従属は巨大な規模に達しつつある」(「農業問題にたいするマルクス主義の見解」『全集』六卷三四八頁) というレーニンのことはもこのような変化をじゅうぶんにしめしているように思われる。

〔註17〕

このような雇役Ⅱ過渡的形態論にたいしては、「農業革命の必然性をあいまいにする」というかなり有力な批判がある。けれども、このような過渡的形態は資本主義の農業把握の程度の微弱さを前提にしており、とくに上からの改革によって過渡的形態への転化をとげたロシアのようなばあいには、農民の農業離脱がきわめて制限されていることもあって、いわゆる「生活のための借地」が高地代と農民の無権利状態をもたらし、農民に苛酷な犠牲を強いることになる。それだけに、農業革命の必然性は農民の主体の形成いかにかかっているといえよう。農業革命の必然性はあるのである。

〔註18〕

この小論では雇役制度を一八六一年以後のそれとして一般的に検討したのであるが、具体的には、六一年以後も、たとえばストルイピン改革等を通じてかなりの変容があることも予想される。これらの点の検討は後目を期さなければならない。

以 上